

実務経歴による科目免除の改正内容

免除になる科目：電気通信技術の基礎及び端末設備の接続のための技術及び理論

種別	改正後	改正前
DD第二種	デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が <u>毎秒1ギガビット以下の主としてインターネットに接続するための回線に係るもの及び総合デジタル通信用設備により信号を伝送するものを除く。</u> ）に3年以上	デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒100メガビット以下の主としてインターネット接続のための回線及び総合デジタル通信用設備により信号を伝送するものを除く。）に3年以上
DD第一種	デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒100メガビット（ <u>主としてインターネットに接続するための回線にあつては、毎秒1ギガビット</u> ）を超えるものに限る。）に3年以上	デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒100メガビットを超えるものに限る。）に3年以上
AI・DD総合種	アナログ伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（電気通信回線の数が51以上のものに限る。）及び総合デジタル通信用設備に端末設備を接続するための工事（総合デジタル通信回線の数毎秒64キロビット換算で51以上のものに限る。）並びにデジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒100メガビット（ <u>主としてインターネットに接続するための回線にあつては、毎秒1ギガビット</u> ）を超えるものに限る。))にそれぞれ3年以上	アナログ伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（電気通信回線の数毎秒64キロビット換算で51以上のものに限る。）及び総合デジタル通信設備に端末設備を接続するための工事（総合デジタル通信回線の数毎秒64キロビット換算で51以上のものに限る。）並びにデジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒100メガビットを超えるものに限る。）にそれぞれ3年以上

（注）平成25年2月1日より前におけるデジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒100メガビットを超え1ギガビット以下の主としてインターネットに接続するための回線に係るものに限る。）の実務経歴の期間は、「端末設備の接続のための技術および理論」の試験科目が免除されるに要する実務経歴の期間（デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事に係るものに限る。）に通算することができます。